

東京都景観計画の変更(素案)

平成19年11月

本素案は、東京都景観計画（平成19年3月策定）に基づく取組みをさらに充実させるための一部変更について、都の基本的な考え方をとりまとめたものです。

変更する項目は主に以下の3点です。

<今回変更する項目>

- 文化財庭園等 景観形成特別地区の追加指定 (p.1~4)
- 景観重要公共施設の追加指定 (p.5)
- 東京駅丸の内駅舎復元に合わせた眺望保全 (p.6~7)

文化財庭園等 景観形成特別地区の追加指定

国際的な観光資源としてふさわしい文化財庭園等の眺望保全については、既に浜離宮恩賜庭園など4箇所において実施しております。

(詳細については東京都景観計画 p. 80~85 及び p. 100~103 を参照)

今回は、さらに小石川後樂園、六義園、旧古河庭園、旧岩崎邸庭園の周辺を追加して、庭園側から見た景観について規制・誘導を行います。

<文化財庭園等景観形成特別地区における規制、誘導の概要>

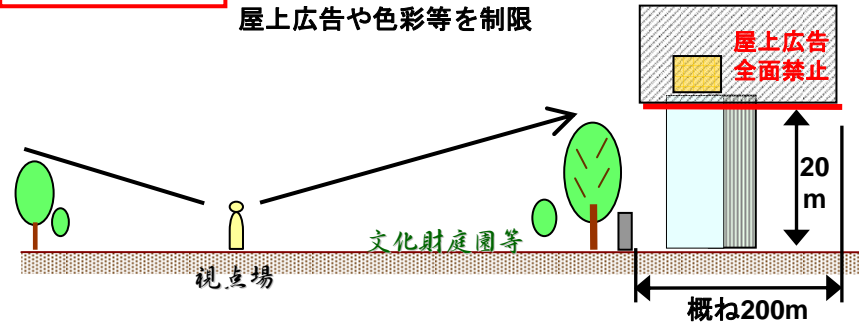
- 景観誘導の内容：高さ 20m 以上の建築物等について形態・意匠、高さなどを誘導
屋外広告物について、建築物の屋上への表示や色彩等を制限
- 区域設定：庭園の外周線から概ね 200m 程度の範囲を基本に区域を設定 (図 1~3 参照)

■ 対象区域の例 (小石川後樂園)



景観形成特別地区
 大規模建築物等の建築等に係る誘導区域

① **周辺200m程度** 高さ20m以上の建築物等を対象に、形態・意匠など誘導
屋上広告や色彩等を制限



② **周辺 1 km程度** 都市開発諸制度などを利用する大規模建築物等を対象に、
庭園からの眺望の保全に関する景観誘導

(色彩、広告表示、高さの配慮、緑化などを許認可等の条件とする)

(制度詳細については東京都景観計画 p. 108~122 を参照)

■ 今年度指定地区

小石川後樂園

六義園

旧古河庭園

旧岩崎邸庭園



国指定
特別史跡・特別名勝



国指定 特別名勝



国指定 名勝



国指定 重要文化財

図1 文化財庭園等景観形成特別地区の位置

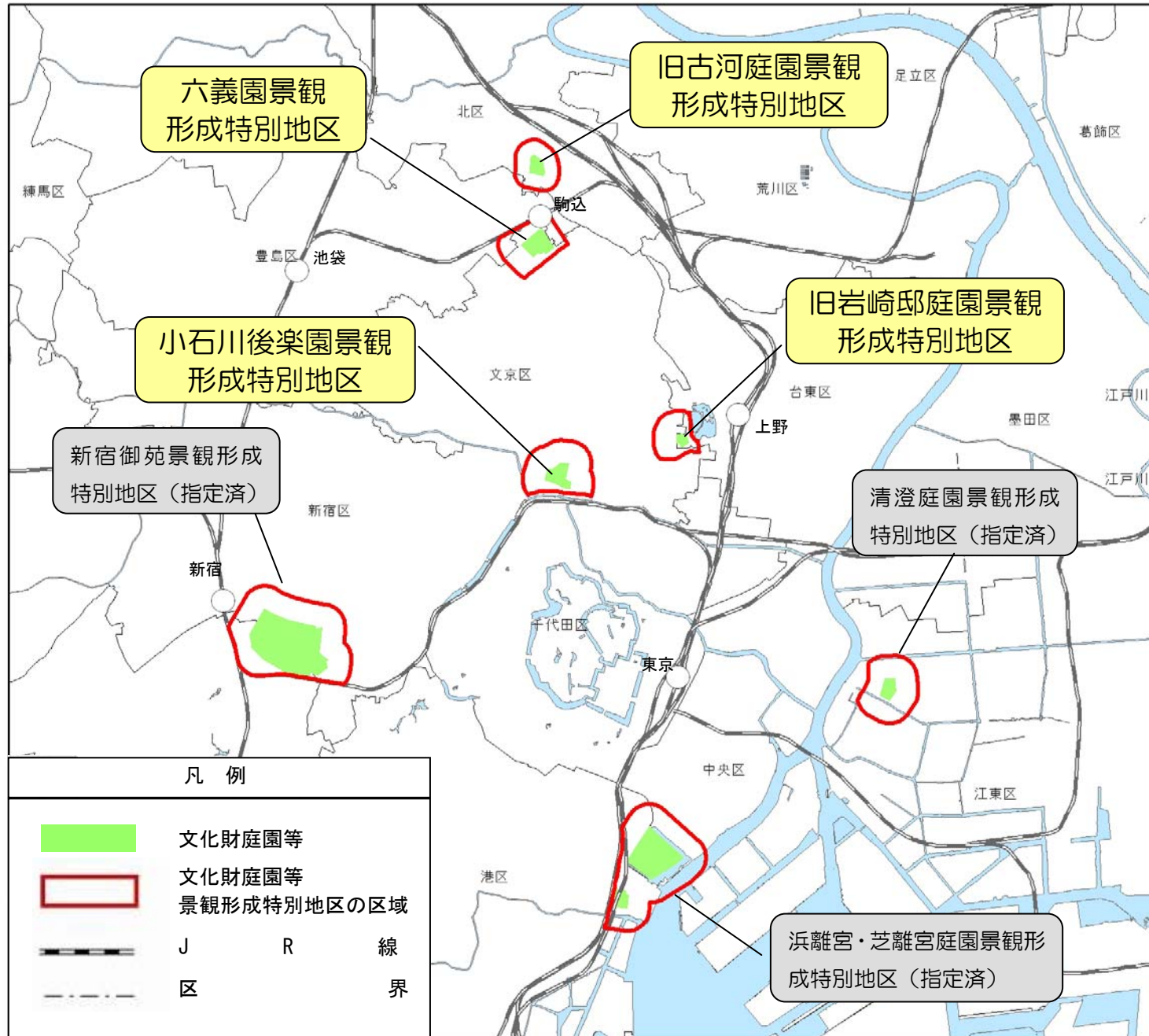
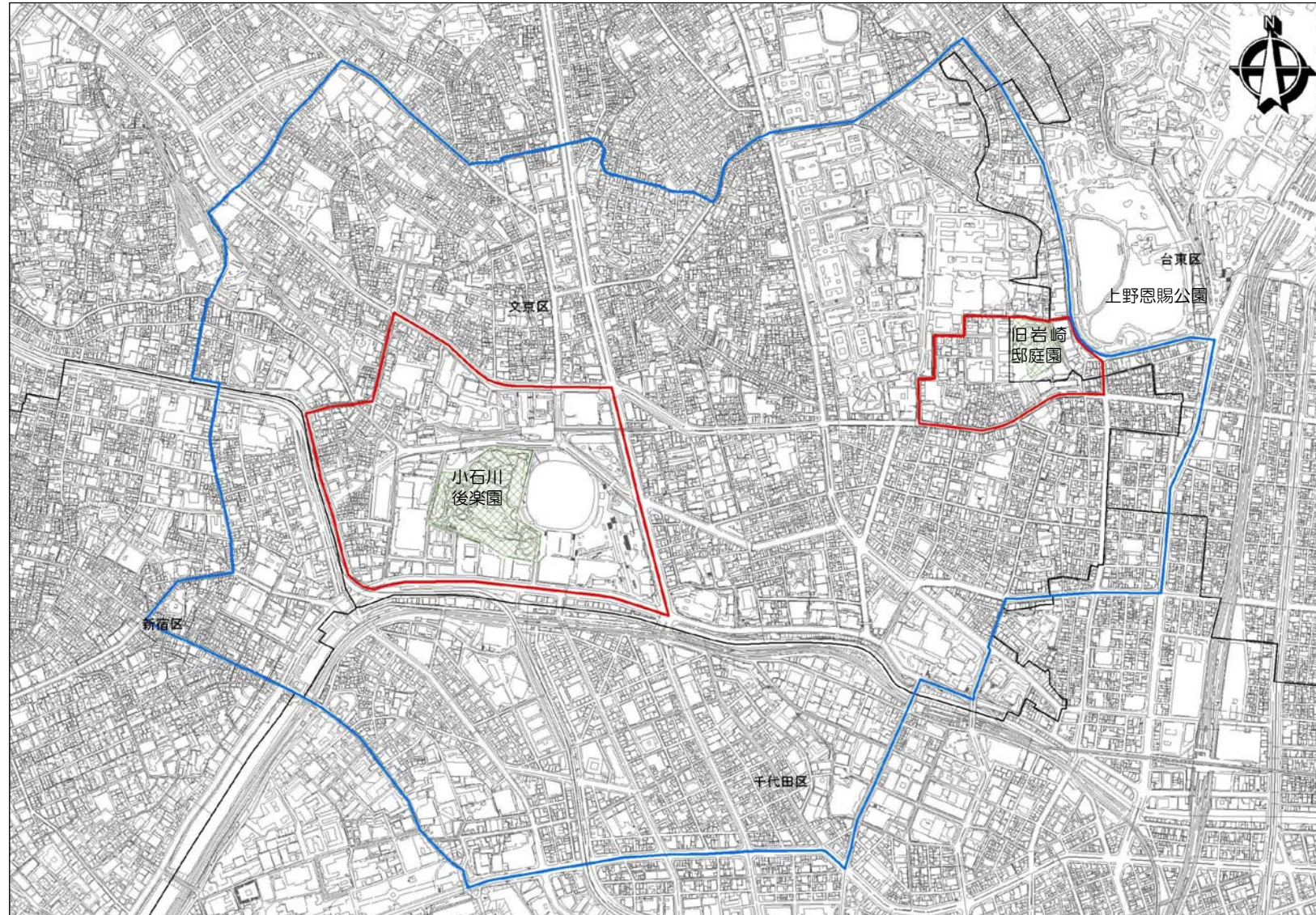


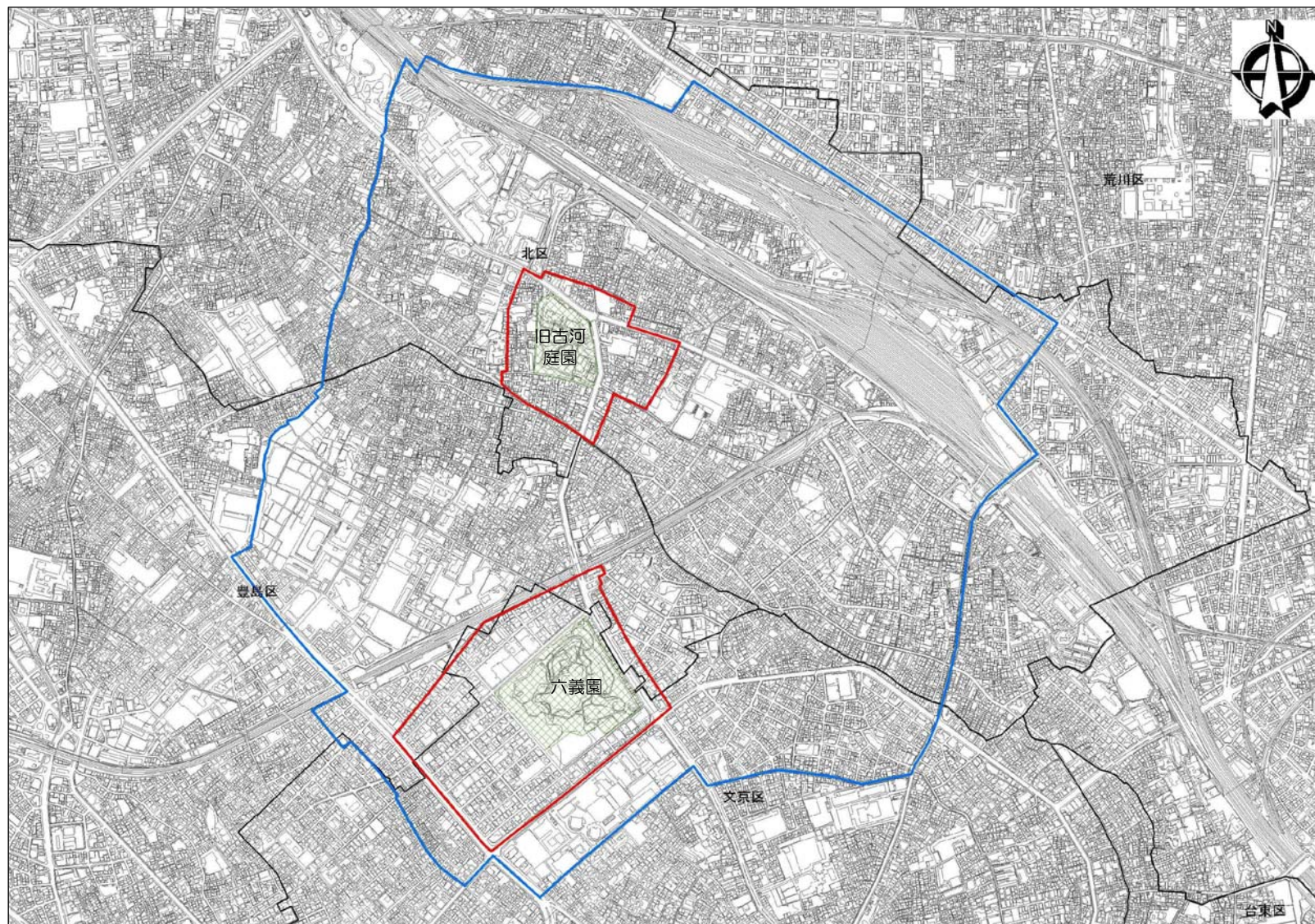
図2 小石川後樂園・旧岩崎邸庭園景観形成特別地区と周辺の誘導区域



凡例 赤線の内側：小石川後樂園および旧岩崎邸庭園景観形成特別地区
青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る誘導区域

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

図3 六義園・旧古河庭園景観形成特別地区と周辺の誘導区域



凡例 赤線の内側：六義園および旧古河庭園景観形成特別地区
青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る誘導区域

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

景観重要公共施設の追加指定

景観重要公共施設については、既に行幸通りなど10箇所を指定しております。(詳細については東京都景観計画 p.105~107 参照)

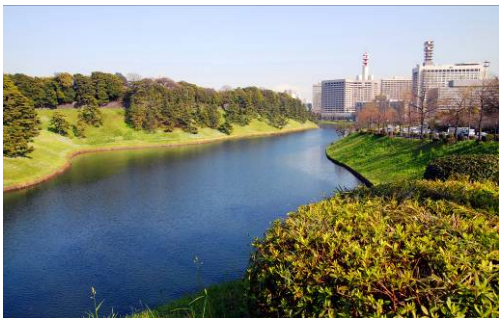
今回は、さらに皇居外苑、甲州街道(高尾地区)など7箇所を追加し、良好な景観を形成していくための整備に関する事項を定めます。

1. 特定公共施設(法第8条第2項5号口に規定されたその他政令で定める公共施設)

○皇居外苑

[整備に関する事項]

- 江戸城址としての歴史的景観を後世に引き継ぐために必要な、濠の水質保全、石垣や歴史的建造物の保全、改修など



○新宿御苑

[整備に関する事項]

- 新宿御苑「環境の杜」構想に基づく、特徴的な庭園景観を後世に引き継ぐための整備、維持管理



2. 景観重要道路

○甲州街道(高尾地区)

[整備に関する事項]

- 樹齢80年を超える銀杏並木に相応しい歩道舗装などの整備



3. 景観重要都市公園

○国営昭和記念公園

[整備に関する事項]

- 広大な芝生広場や季節の花園など風格ある景観の保全
- みどりの文化ゾーンなどの整備



○井の頭恩賜公園

[整備に関する事項]

- 武蔵野の自然特性を生かした景観を再生するための施設改修など



○小石川後楽園

[整備に関する事項]

- 大泉水の池の護岸改修
- 震災・戦災で失われた建造物の復元など



○旧岩崎邸庭園

[整備に関する事項]

- 戦災で損傷を受けた和洋併置式の庭園部分の復元など



東京駅丸の内駅舎復元に合わせた眺望保全

首都東京を象徴する建築物の眺望保全については、既に国会議事堂など3箇所について実施しております。(詳細については東京都景観計画 p.108~117 を参照)
今回は、さらに JR 東京駅丸の内駅舎を追加して、皇居側から見た景観について景観誘導を行います。

<眺望保全の概要>

- 眺望地点および誘導区域：眺望地点は、行幸通りと日比谷通りの交差点付近。誘導区域は、次ページ図5で示した区域
- 景観誘導の内容：眺望地点から見た時に、図4に示す範囲において、建築物等が駅舎の背後から突出しないよう、都市開発諸制度などを活用する計画を誘導

景観誘導実施後のイメージ



現 状



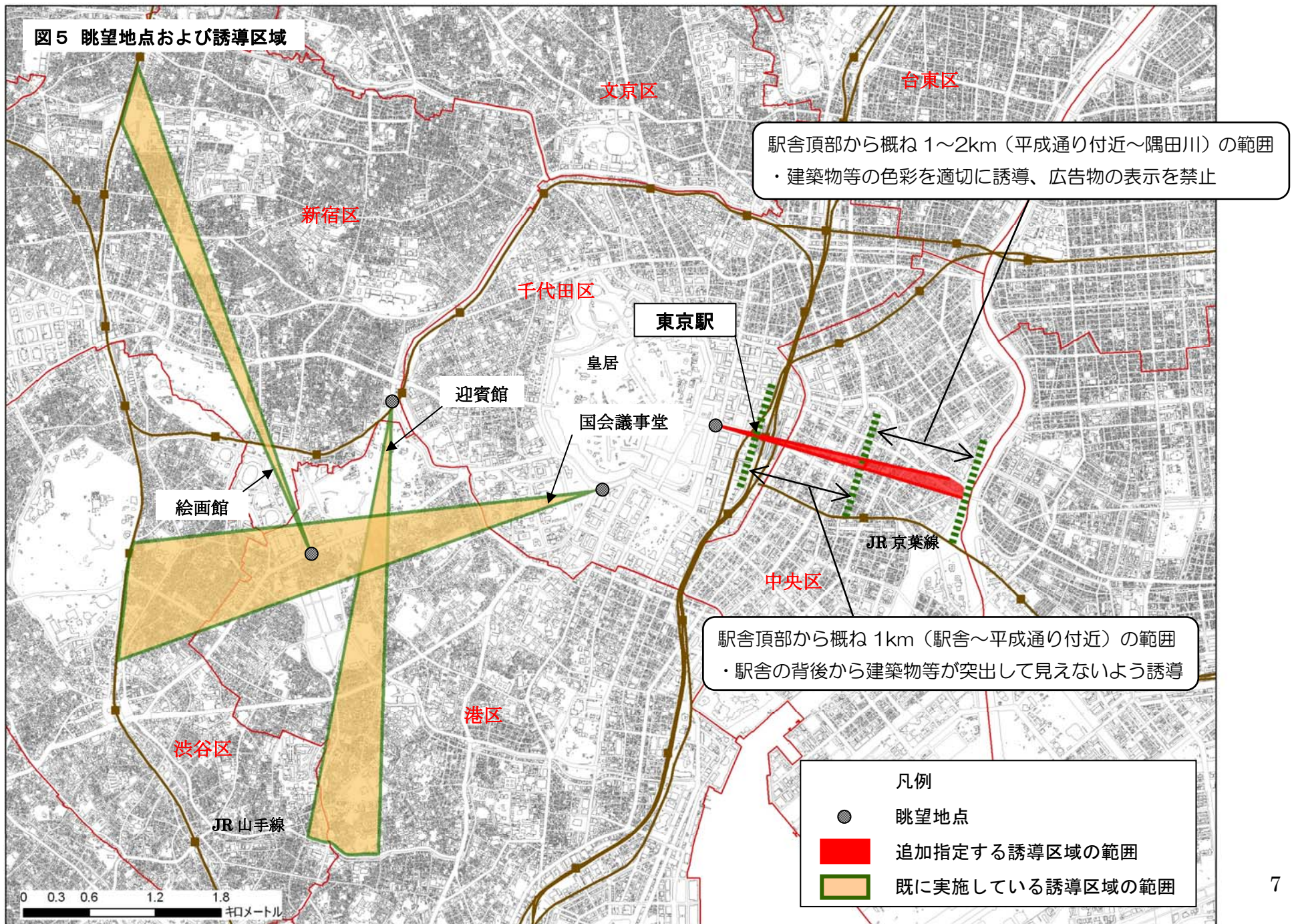
現在、JR 東京駅丸の内駅舎については、JR 東日本株式会社により建設当初の姿に復元する工事が行われています。

図4 眺望保全の対象範囲



復元イメージ

図5 眺望地点および誘導区域



※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。